

令和5年度第3回

藤沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会 議事要旨

- 日時：2023年（令和5年）11月8日（水）午後2時から午後4時まで
- 会場：藤沢市役所本庁舎8階会議室8-1・8-2
- 出席者

（1）委員＝14人

会場出席：清水（英）委員、河瀬委員、猪狩委員、中村委員、中嶋委員、
鈴木委員、榎本委員、木原委員、大野委員、佐藤委員、平井委員、
川島委員、清水（聖）委員

Web出席：小熊委員

（2）事務局

別紙席次の通り

1 開会

（高齢者支援課 會澤）

それでは定刻となりましたので、ただいまから第3回藤沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会を開催させていただきます。本委員会の事務局をさせていただきます高齢者支援課の會澤と申します。よろしくお願いいたします。

オブザーバーといたしまして、本市の次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に関するコンサルタント業務を担う、ネクスト・アイ株式会社の中西様が同席しておりますことをご了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の資料を確認させていただきます。

（以下、配布資料の確認）

それでは、早速議題に入らせていただきますが、本日の会議の記録を作成する関係上、発言内容を録音させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。ご発言される委員の方には職員がマイクをお届けしますので、マイクを使ってご発言くださいますようご協力をお願いいたします。また、ご発言前に氏名をおっしゃっていただきますよう、合わせてお願いいたします。

それでは、ここからの進行につきましては、木原委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

2 議題

議題（1）次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の中間案について （木原委員長）

それでは議題を進めていきます。事務局からの説明をお願いいたします。

(高齢者支援課 山中課長補佐)

よろしくお願いいたします。資料1のいきいき長寿プランふじさわ2026素案のご説明の前に、皆様からいただきました意見書につきまして、回答させていただきたいと思います。資料5をお手元にご用意ください。先に郵送で送らせていただいた素案と本日机上に配布させていただいている素案については修正をしているところが多々あるのですが、基本的な方向性や事業自体の削除などは行っておりませんので、いただいたご意見が特に反映されないなどということではなく、今後活かしていきたいと思いますので、ご了承ください。

1番の第2章：高齢者を取り巻く状況の4の高齢者の生活を取り巻く課題と本市の状況です。「記載の事柄について市民一人ひとりに届くよう願います。高齢者の社会参加、小さなことでも他人の役に立っていると思えることで生きがい、喜びになり心身の健康につながると思います」というご意見をいただいております。回答といたしましては、生活スタイルや体の状況に合わせて高齢者の方がより社会参加しやすい支援につなげて参りたいと考えております。よろしくお願いいたします。

(高齢者支援課 田口課長補佐)

2つ目のご意見でございます。第2章高齢者を取り巻く状況(2)全計画の取り組み状況における課題とアンケート調査における本市の状況 基本目標2 認知症施策の総合的な推進の項目について委員のほうから「認知症は特別な疾患ではなく、加齢とともに誰にでも起こりうる問題であるということを一一般により広く周知することと、認知症になってもその人らしさを失わず、住み慣れた地域、家でその人らしい生活が続けられるよう、介護者の支援も含め地域での支援を行政が示し、在宅介護か施設入所かの選択で悩まず暮らし続けられるよう望みます」というご意見をいただきました。今回の計画では認知症基本法の制定を契機として従来作成していた本市の認知症に関する計画、藤沢おれんじプランを「藤沢市認知症施策推進計画」として見直しを行い、高齢者保険福祉計画と一体的に策定することといたしました。その中で「認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるまち」をめざす地域社会像として設定しております。認知症の予防と重度化防止と合わせて認知症になってもその人の尊厳を保ちながら生活できる地域づくりをめざして参ります。

(高齢者支援課 山中課長補佐)

3番目の第4章施策の展開 目標2 誰ひとり取り残さない地域づくりの推進の中の友愛チームについてです。「老人クラブの解散に伴い活動チームの減少は残念です。シニアの方々が退職後ボランティア活動をされ、何らかの理由で活動をやめた後外出の機会や社会とのつながりの減少が一要因となり、四肢筋力や認知機能の低下などが見られます。その方々が退職されてもボランティア活動を終了しても、

継続的に地域や社会と繋がっていきけるような支援体制やその周知を増やしていけたらと考えます。」とのご意見をいただいております。回答としましては、公民館などのサークル活動や年2回行っている地域活動見本市などからご自身の興味のある活動が繋がっていくように機会をとらえて知っていただく周知を行って参りたいと考えております。

(地域医療推進課 林主幹)

続きまして4番になります。第4章 施策の展開 基本目標5 医療・介護及び福祉連携による生活支援の充実 ④多職種研修会についてです。「コロナ蔓延によりオンライン形式を用いることで研修の機会を確保せざるを得ない状況にありましたが、今後の取組の指摘のとおり、多職種間の連携の顔が見える関係が、医療・介護連携においては必須のものと思います。当施設においては、法人内病院等がありその事業間連携には課題を感じませんが、外部の相談員他、多職種間の連携についてはまだまだ充足しているとは感じられません。やはり最終的には面前での研修が関係構築には一番効果的だと思われまます。小規模で複数回の実会場での実施等、感染対策等を踏まえた積極的な取組をお願いします。」というご意見です。

今年度、講義型の多職種研修会に加えまして、多職種がテーマについて話し合う地区別懇談会を再開いたしました。職種や施設を問わず、いろいろな職種が交流する機会となり、参加者からも取組の重要性について再認識していただいております。今後とも感染症対策を講じながら、いろいろな形で取り組んでまいりたいと考えております。各地区での開催のご希望、ご要望等ございましたら地域医療推進課のほうにお声を寄せていただければと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

(介護保険課 高橋課長補佐)

続きまして5番目の質問、介護保険サービスの適切な提供の中の 施策1 介護サービス基盤の整備の中の施設・居住系サービスの計画についてご質問いただいております。ページ数で言いますとお手元の132ページ、既存施設の老朽化対策のところですが、老朽化が非常に深刻化しております、このような記載になっておりますが、「低所得者の方の入所が難しくなるところで安心して過ごせる施設の整備を望みます」というご意見をいただいております。特別養護老人ホームの整備などにあたりましては、国のほうでも入所者のプライバシー確保などの観点から、従来型と比較しまして部屋代などが高くなるユニット型の整備が推奨されております。神奈川県の方針におきましても新設する際にはユニット型施設の整備を進めることとされております。低所得者の方に対しましては、従来から国の介護保険制度としてございます食費・居住費の負担軽減に関する制度や社会福祉法人さ

んで独自にやっていただいております利用者負担軽減制度、あとは生活保護になってしまうような方については本来の段階よりもより低い段階を適用するような境界層措置制度なども活用しておりますので、必要な方に制度の利用がされるように引き続き周知に努めて参りたいと考えております。

続きまして、同じく介護サービス基盤の中の在宅生活を支えるサービス基盤の整備というところで、こういった施設を整備していくのかということと、介護人材不足、特にヘルパーさんの業務などが非常に重くなって離職してしまっている現状があるということでご意見いただいております。お手元の計画書ですと135ページになります。具体的な施設整備の目標数をまだこちらに記載していないため、わかりにくくなってしまい申し訳ございません。在宅サービス整備に関しましては、藤沢市が指定権者となっております地域密着型サービスのうち、中重度の方の在宅生活を支えるサービスとしまして、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」それから「看護小規模多機能型居宅介護」につきましては、特に未整備圏域を重点的に整備することを含め、整備を推進していきたいと考えております。その他の「認知症型通所介護」ですとか「地域密着型通所介護」につきましても、事業所からの整備希望があった場合には丁寧に対応して参りたいと考えております。介護職員の負担軽減の部分は非常にこちらとしましても重要な課題と捉えておりますので様々なご意見を伺いながら引き続き効果的な施策を検討してまいりたいと考えております。

続きまして7番目、同じく介護サービス基盤の整備に関してのご質問としまして、「訪問看護の事業所の状況として事業所数が増加している。看護人材の確保が介護人材ほど深刻ではないのか」とのご意見をいただいております。要介護高齢者が増加しまして在宅医療のニーズが高まっていることなどを背景として、訪問看護事業所自体は事業所数としては増加傾向となっておりますが、国の方の資料によりますと看護師、准看護師の方の令和4年度の有効求人倍率の全産業平均と比較しますと高い状況となっており、介護職員と同様に不足傾向にあるものと捉えております。

続きまして介護人材の確保と介護現場の生産性向上というところでご意見をいただいております。計画書ですと138ページになります。「介護助手の確保を進めているということで明確な業務負担、基準の整備を期待します」とご意見をいただいております。介護助手等の導入におけるタスクシフティングに向けましては、導入することによって介護従事者の方が専門的業務に専念をして負担軽減につながるように、業務の明確化や役割分担など、実際に導入されている事業者様のご意見なども伺いながら、今後効果的な方案を今後検討して参りたいと考えております。

(介護保険課 佐藤)

続きまして第4章施策の展開 基本目標6 介護保険サービスの適切な提供 施策2 介護人材の確保と介護現場の生産性向上についてご意見をいただいております

す。本日机上配布させていただいた計画書で言いますと138ページになります。いただいたご意見としましては、「介護職をめざし大学・専門学校等に進学したが、他業種に就労する人が増えていると聞きます。高齢化が進む中で人員の確保、定着等難しいが、やりがいを感じ従事している方が多いです。その方たちの思いを大切に考え、待遇改善などを図っていくことが肝要と思います」とご意見を頂いております。高齢化の進展と生産年齢人口の減少に伴い、今後の介護需要の増加に見合うだけの介護人材の確保が一層困難となることが見込まれる中、介護人材確保に向けて、介護職をめざす学生等の参入促進を図るとともに、介護職員の離職を防止し定着を支援するため、介護現場で働く方の労働環境の改善や賃金等の処遇改善を行っていくことは重要であると捉えております。そのような中で国においては来年2月から介護職員の賃金を月額6,000円引き上げるための関連経費が、今年度の補正予算に組み込まれることとなりました。そのため、今後も国の動向を注視しつつ本市としましては、介護職員をめざす学生等を対象とした介護の仕事のやりがいや社会的意義、魅力等を伝える事業を実施していくほか、文書負担の軽減やICT・介護ロボットの活用による業務効率化をはじめ、介護職員の負担軽減に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、同じく施策2 介護人材の確保と介護現場の生産性向上（1）多様な人材の参入促進と介護職員の定着促進・育成支援 ①介護の入門的研修事業⑤介護のしごと出前授業についてご意見いただいております。本日机上配布した計画書で言いますと138ページと140ページになります。「報道等において他府県ではハローワークによる未経験者の就労支援として施設での介護の体験学習の機会を定期的実施することで、新規介護職員の受入れと定着に繋がっていると聞いています。今回の介護人材確保事業について、若干既存の介護人材事業の内容とは違いますが、今後の人材確保のための定着事業に関連するものとして、例えばハローワーク等との連携による具体的且つ直接的な人材確保の取組を難しいかとは思われますが、将来的に検討していただくのはいかがでしょうか」とのご意見を頂いております。ハローワークと連携をした介護施設における体験事業につきましては本市におきましても令和3年度から令和4年度にかけて計画しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、事業の実施に至りませんでした。今後もより効果的な施策等について、施設側のご意見も伺いながら検討してまいりたいと思います。

続いて同じく施策2 介護人材確保と介護現場の生産性向上（1）多様な人材の参入促進と介護職員の定着促進・育成支援のなかで③外国人介護職員受入支援事業についてご意見をいただいております。計画書139ページになります。「藤沢市の外国人介護職員の資格取得状況の現状は」とのご質問をいただいておりますが、市内の介護施設で勤務する外国人の資格の取得状況は把握しておりませんが、今年2月から3月に実施をいたしました藤沢市介護人材実態調査によりますと、施設・

居住系サービス及び通所サービスで従事する外国人の在留資格の割合と致しましては、介護福祉士の資格を有する者である在留資格「介護」が7%、看護学校卒業者または母国での介護士資格認定者である EPA が24%、実務経験を有する者または介護技能評価試験を通過したものである特定技能1号が35%となっています。人材確保の支援策につきましては、適宜補助事業等の内容の見直しを行いながら、人材確保とサービスの質の向上について、より効果的な支援策の実施に向けて取り組んでまいります。

続きまして同じく施策2の④介護職員等キャリアアップ支援事業についてご意見をいただいております。計画書のページ数は140ページとなります。「介護に携わる人、事業所も含めた待遇等の改善、利用者の思いが叶わない現制度の改善を思います。将来を示せない、志を持った若い人は離れます」とのご意見をいただきました。介護職員に対する待遇等の改善と致しましては、国の総合経済対策において介護職員の賃上げによる処遇改善が検討されており、来年2月から介護職員の賃金を月額6,000円引き上げるための関連経費が、今年度の補正予算に組み込まれることとなったことから、引き続き国の動向を注視してまいりたいと思っております。また、介護事業所における労働環境の改善・介護現場での事務負担等の軽減に向け、文章の簡素化・標準化や電子化等を一層推進してまいります。

(介護保険課 森)

続きましてNO.12番こちらについて、第4章基本目標6 施策2(2)①介護ロボット・ICTの活用による業務効率化の促進②介護現場における文書事務に係る負担軽減についてご意見をいただいております。「介護ロボット～については主に施設サービスでの取り組みが中心であり、一方、在宅サービスへの導入については様々なハードルが存在すると思われます。それに比し、介護現場における～については施設・在宅の区別なく、介護専門職の本来業務への専心化を図ることができる有効な取組と思えます。在宅サービスにおける数少ない介護負担の軽減策として、今後もより幅の広い文書事務負担軽減策への積極的な取り組みをお願いします」というご意見をいただいております。こちらについてですが、介護現場における事務の負担軽減に関しては、これまでも押印の廃止や文書の標準化等を進めてきたところですが、さらなる文書事務の負担軽減に向けて、文書の簡素化、標準化や電子化等を一層推進してまいります。

続いて13番、こちらと同じ部分に関してご意見をいただいております。「今後労働人口が減少していくことはみえているので、業務効率化の促進は重要。人員配置基準の見直しや、行政に提出する書類等の緩和も必要かと考えます」というご意見をいただいております。こちらについて、業務の効率化に関しましては、地域密着型特別養護老人ホームにおいて、介護ロボット・ICT機器の導入に向けた、実

証実験を行ってきました。また文書事務について、これまで押印の廃止や文書の標準化等を進めてきており、今後もさらなる効率化に向けて検討をしてみたいと思います。

続きまして14番、第4章 基本目標6 施策3(1)①ケアマネジメント支援事業 ②ケアプラン点検事業についてご質問等いただいております。まず1点目「ケアマネジメント支援事業において資質向上に取り組む旨の記載がありますが、数の確保については、具体的な支援策はないのでしょうか」というご質問をいただいております。介護支援専門員に関しましては、介護職員研修受講料助成事業において、「介護支援専門員実務研修」の修了者に対する助成を行うなど、人材確保に努めているところですが、今後さらなる人材不足が懸念されていることから、藤沢市居宅介護支援事業所連絡協議会と意見交換を行いながら、介護支援専門員の確保に向けた効果的な施策について検討してまいります。

2点目、「介護1以上の認定があり、在宅でサービス利用を希望する人から相談があっても、居宅介護事業所側が受け入れ可能人数を超えてしまうという理由から居宅の事業所に断られるケースが少なくありません。セルフプランでの対応については、現在どのようにされているのでしょうか」というご質問をいただいております。セルフケアプランの希望があった場合には、居宅サービスの計画作成、介護保険課への書類の提出、サービス担当者会議の開催、サービス事業所との連絡・調整等を自ら行う必要があること等を説明の上、対応しています。

3点目、「適切なケアプラン作成に関するケアプラン点検業務を専門業者に委託されているとのことですが、介護支援専門員の労働環境・待遇等も含めた質の向上について、居宅介護支援事業所連絡協議会と連携されているのでしょうか」というご質問です。ケアプラン点検事業につきましては、平成29年度までは藤沢市居宅介護支援事業所連絡協議会への委託により実施しているケアマネジメント支援事業の一環として実施してきたところですが、事業所のケアマネが他の事業所を点検する体制となっていることや、点検業務に従事する介護支援専門員の業務負担等の課題があったため、平成30年度からは、専門的な知識や技術等を有する事業者への委託により実施しているところです。なお、居宅支援事業所連絡協議会との連携によるケアマネジメント支援事業においても、引き続きグループワークによる事例検討会を行い、質の向上に努めていきます。

(介護保険課 鳥羽主幹)

施策3の部分のご意見にお答えいたします。本日の資料の145ページになります。認定事務におけるDXの推進に関連してのご意見になりますが、「認定事業について、現在認定関係書類の写しの交付依頼書は電子申請が可能となりましたが、他の認定申請や再交付等の申請も電子申請可能となると業務効率化が図れ、また、業

務負担の軽減になると思います」というご意見をいただきました。こちらにつきましては今現在のホームページにおける電子申請の入り口が少し見つけづらいというところのご意見だと思います。今後改善してまいります。回答でございます。介護保険課所管の業務については、電子申請が可能なものについてはすべて令和4年度末までにe-kanagawaから電子申請が可能となるよう環境を整えております。ご指摘いただいた認定申請や再交付等の申請につきましても、既に電子申請が可能となっておりますので、今後活用する方が増えれば負担軽減につながるものと考えております。

(高齢者支援課 田口課長補佐)

続きまして第6章 藤沢おれんじプランについてご意見をいただいております。「認知症に関する市民の理解促進に向け、養成講座や支援体制の充実に取り組みされており安心します。自助、公助、共助が浸透し、本人やその家族がその人らしく生き生きと地域での生活ができるよう、更に広く浸透していくことを期待します」というご意見、ありがとうございます。認知症については、まだまだ偏見や誤解が多く、正しい知識や対応方法等の普及啓発が重要であると感じております。誰もが認知症になる可能性があるということを自分事として捉え、自分や自分の大切な人が認知症になったらどう対応するのかをあらかじめ備えておくことが重要と考えております。認知症になってもその人らしく尊厳を守って住み慣れた地域で暮らすことができるような施策を進めていきたいと考えております。

続きまして家族介護者教室についてということで、ページで申し上げますと194ページになります。施策6 相談支援体制の整備等(1)認知症本人や家族の視点を大切にした支援体制の整備に係る事業についてでございます。「当施設において、継続的に委託事業として実施しております。コロナが5類以降、従来の面前での研修を開始できるようになりました。参加人数は多くはありませんが、参加する方々の積極的な意欲を感じる有効な事業だと思います。当教室においては認知症ケアのほか、介護保険の仕組みやリハビリ等幅の広い講義内容にも関わらず、受講者の満足度の高い結果になっています。認知症施策の中でも参加する市民の方々の手応えを直接感じる有効な事業だと感じられますので、今後も強化を図っていく有用性があるかと思っております」というご意見でした。在宅で要介護の高齢者を介護するご家族が正しい知識を習得されることで、また、日頃の思いを吐露、共有する機会を確保することで、介護の負担の軽減や孤立化の防止を図ることを目的として家族介護者教室を実施しております。また、高齢者の介護に精通された高齢者施設を運営する法人のスタッフの皆様が、実例を踏まえて介護の疑問や困りごとについてご相談に乗っていただける機会は、ご家族にとっては大変貴重な機会となっていると推測されます。今後も介護に取り組むご家族の支援を行う機会の確保に努めてまいります。

(高齢者支援課 山中課長補佐)

皆様お忙しい中たくさんのご意見ありがとうございました。皆様からのご意見は、計画はもちろんです。高齢・介護の今後の事業などにも反映させていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。ありがとうございました。

引き続きまして、資料1のいきいき長寿プランふじさわ2026の素案についてご説明させていただきます。こちらにつきましては、今回皆様にお伝えさせていただきたいポイントと前回の計画との変更点についてご説明をさせていただきたいと思っております。

1章 共生社会の実現を推進するための認知症基本法の成立と藤沢おれんじプランの改定について、5ページをお開きください。第1章の計画の概要というところで、地域包括ケアシステムの深化・推進、地域共生社会の実現というところが大きく入ってきている中で、前回の会議の中で認知症関係の藤沢おれんじプランを今回の計画から3本建てで載せさせていただくということをお出しさせていただいたかと思うのですが、こちら5ページの(3)におれんじプランの改定ということで、認知症基本法の成立という法的な根拠としてここに載せさせていただいております。

続きまして68ページ、69ページをお開きください。こちらにつきましては第1回と第2回の計画の中で皆様にお示しさせていただきました施策の体系に至るものになっております。現在こちらの高齢社会像、基本理念、基本目標、施策、施策の展開という形でこれから考えてまいりたいと思っております。第4章で事業の展開などは細かく載せさせていただいておりますのでよろしくお願いたします。

続きまして79ページをお開きください。こちらにつきましては後ほど議題(3)で細かくご説明させていただけたらと思っておりますが、いきいきシニアセンター(老人福祉センター)の今後の考え方ということでこれからご説明させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

続きまして86ページをお開きください。こちらは基本目標1の自分らしく過ごせる生きがいつくりの推進の中で、終活・ACP等の普及啓発というものを今まで第5章の医療・介護のところ載せさせていただいていたものを、もう少し皆様に普及啓発をしたいという気持ちでこちらに載せさせていただいております。トピック的に自分のために、家族のために終活・ACPという形で終活ノートの活用などを周知啓発していけたらと思っております。

続きまして103ページをお開きください。基本目標3の健康づくりと介護予防、自立支援・重度化防止に向けた支援の地域支援事業の連動というところで、地域支援事業自体は平成29年度からすでにある事業となっておりますが、こちらの事業自体は認知症、在宅・介護連携、介護予防・日常生活支援総合事業、生活支援体制整備という4つの柱で介護保険法に載っているものがあるのですが、それに一つ加えて高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施という5本柱を事業展開として、

藤沢市の7課で構成された地域事業連絡会を昨年度あたりから実施しており、要支援・要介護状態となることを予防することを目的として、要介護状態になった場合でも可能な限り社会活動に参加しつつ、地域で自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とした会議体を開催していることをご紹介させていただきたいと思っております。

続きまして114ページをお開き下さい。第4章の基本目標4の中に認知症施策の総合的な推進ということで、1ページだけこちらに載せさせていただいております。もともと第6章に藤沢おれんじプランをつけて3本建てという形にしていますが、高齢者、介護の施策の中に認知症の施策というところも総合的に入っていくところもございますので、体系図の中に含めていくというような形で高齢者だけではなく、若年性も含めて総合的に認知症の施策をしていくということをご案内させていただいております。

続きまして、今回新たに追加した事業についてご説明をさせていただきます。46ページをお開きください。「高齢者の生活を取り巻く課題と本市の状況」というところですが、社会情勢等を踏まえた新たな課題として、「重層的支援体制整備事業の本格実施」というものを載せさせていただいております。こちらは重層的支援の実施計画というものを今年3月に策定しているということもあり、高齢者の施策としても重層的支援事業の整備事業については重要なものと捉えておりますので、こちらのほうに載せさせていただいております。

その下の「ケアラー支援の充実」につきましては、厚生労働省から示されている計画を策定するときの基本指針にも謳われていることから、やはり高齢者の施策としてケアラー支援についても重要になるということでこちらのほうに載せさせていただいております。

続きまして87ページをお開きください。今回ICTの活用・支援というところを新規で載せさせていただいております。高齢者の施策としてはまずデジタルデバイドの解消ということで、皆さんスマホを持ち始めているとは思いますが、スマホを使えない人がいないような施策のために、デジタルデバイドの解消の事業を載せさせていただいております。

続きまして90ページをお開きください。こちらにつきましても基本目標1の自分らしく過ごせる生きがいがづくりの推進として、チームFUJISAWA2020の活用・周知になります。チームFUJISAWA2020自体はポータルサイトを活用してボランティア活動をサイト上でマッチングするというようなものになっておりますが、そちらの活用ということについても新しく載せさせていただいております。

92ページをお開きください。こちらと同じく基本目標1になるのですが、外出機会の創出としてスマートフォンを活用した事業「みんなチャレ」をご案内させていただいております。詳細につきましてはご覧いただきまして、次ページ93ページ

にイメージを載せさせていただいております。こういうものを使って歩く歩数をグループで競っていただくという事業のご紹介です。

続きまして106ページをお開きください。こちらは基本目標3の健康づくりと介護予防、自立支援・重度化防止に向けた支援の中で、④の耳の聞こえに関する支援について新たに取り組んでまいりたいと考えている事業です。やはり耳の聞こえも身体等のフレイルと一緒に、聞こえのフレイルが最近出てきているところがございます。以前とりました高齢者の保健・福祉に関する調査報告書からも身体的不調を感じられる方のうち、聴力に不安のある方が一定数いらっしゃるということがわかりましたので、聞こえに関する予防事業も展開していきたいと考えております。

126ページをお開きください。基本目標5 医療・介護および福祉連携による生活支援の充実の⑦かかりつけの普及啓発というところですが、改めてかかりつけ医、かかりつけ歯医者、かかりつけ薬剤師を持つことが大事であるということで、今後また普及啓発していきたいと考えております。

158ページをお開きください。基本目標7の地域に根差した相談支援の充実というところに、重層的支援体制整備の事業について載せさせていただいております。もともと包括的な支援として、藤沢市としても藤沢型地域包括ケアシステムという形で包括的支援を行ってきた経過もあるのですが、国がその包括的支援を整備するために具体的な手法としてでてきたのが重層的支援体制整備事業となっております。従前から取り組んできた担当分野以外の相談に対しても幅広く受け止め、包括的相談として様々な機関が重なりながら支援を展開するところを、より深く取り組んでいけたらということで重層的な支援体制整備をご紹介します。

168ページをお開きください。基本目標8 安心して住み続けられる環境の整備の(2)感染症対策 新型コロナウイルス感染症の影響を経てということで、前回の計画の時にはコロナウイルスの対策として載せていたと思いますが、今回の計画につきましては、コロナが第5類になりましたが、まだまだ重症化リスクの高い高齢者に関しては引き続き感染を防止することが必要となります。もちろん顔と顔のつながりのある居場所の事業やその他高齢者の方に注意していただきたいということで、今後もまた感染症対策としてご注意いただけたらという思いで、こちらに載せさせていただいております。

(介護保険課 守屋課長補佐)

引き続き第5章の介護保険事業と保険料についてご説明させていただきます。

資料171ページの第5章 介護保険料の仕組みのページをお開きください。まず介護保険料の仕組みになりますが、介護保険は40歳以上の方に収めていただく保険料と公費を財源に運営しております。財源の負担内訳の円グラフの通りですが、第1号被保険者、第2号被保険者の合計が約50%、市町村、都道府県、国の

合計が約50%と保険料と公費の負担が半々となっております。

続きまして第1号被保険者の保険料の算出についてですが、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料は3年に1回、この介護保険事業計画の中で定めることとされておりまして、計画期間中の3年間は同一の保険料とするものですが、第9期計画では超高齢化社会の進展に伴い、要介護認定を受け介護サービスを利用する方が増えると予想されることから、今後も安定した介護保険制度を継続していくためには、保険料の引き上げを行わざるを得ない状況となっております。保険料の算出方法といたしましては、計画期間中の第1号被保険者数や要介護認定者数を推計し、サービスごとの利用者数、利用料金を推計した結果に基づき、保険給付費を推計し期間中に必要な第1号被保険者の保険料の負担総額を試算して保険料を算出しております。

171ページ下の表でございますが、本市の要介護認定者数は第8期と比較いたしますと、3か年で平均3,000人、約14.3%の増加が見込まれております。保険給付費等は高齢化の進展と要介護認定者数の増加などによる介護サービス利用者の増加が見込まれることから1,094億円、第8期と比較いたしますと134億円約14%増加することが見込まれております。これらに基づき向こう3年間に必要な介護保険料を算出した結果、基本月額が6,500円程度となるものと試算しております。なお試算した保険給付費等は現時点における推計値であることから、最終的な決定額につきましては、今後の報酬改定の状況や介護保険事業運営基金の活用などを踏まえ、令和6年度予算案とともに公表させていただき予定となっております。

また、172ページですが、参考といたしまして第8期計画期間の所得段階別介護保険料、また下のほうに第2号被保険者（40歳～60歳の方）の保険料は参考資料として掲載しておりますのでよろしくお願いいたします。なおこの60歳という表現は誤りでありまして、64歳に訂正させていただけたらと思います。申し訳ございません。

（木原委員長）

事務局からの説明、ありがとうございました。委員の皆様からご質問や、ご意見などがございましたら、お願いしたいと思います。

（平井委員）

46ページのケアラー支援の充実ということで、今回、国がそういった名目のところを定めて行くような形で方向性が出たことから最後のところに入っている。その上の重層的支援というのは69ページの全体の表の中では、施策7の（3）の【新】重層的な支援体制の整備という形で取り上げられています。その重層的な支

援体制の整備が、先ほど説明がありました158ページにあり、ケアラー関係の部分を追っていくと、おれんじプランのある193ページがケアラーの関係、194ページの介護の支援や家族の支援、家族介護教室ということになる部分しかないのか、家族介護者教室もこの中では当てはまるのかと思いますが、このあたりケアラー支援の充実が特化されて出ていますが、どこでどう繋がっていくのか確認をしたい。

(高齢者支援課 山中課長補佐)

こちらについては、社会情勢等を踏まえた新たな課題ということで、平井委員からおっしゃっていただいた家族介護者教室等につきましては高齢者支援として、家族の方に対しての具体的な事業ということで載せさせていただいております。重層的支援のところの説明がありましたが、ケアラー支援につきましては高齢者だけではなく、共生社会的な考え方でも捉えております。例えばヤングケアラーであったりダブルケアラーであったりということに関しましては、こども部や教育部など色々なところと連携して、行政として取り組んでいくという風に考えています。

(平井委員)

そのお答えがあるだろうなと思いましたが、そうしたときに特出しをしてケアラー支援の充実という形で載せているので、今言われたような内容、教育委員会、子ども部ともという形になりますけれども、そういったところとの連携も強化して支援の充実を図ってまいりますというような、藤沢はこのケアラーの関係には早くから踏み込んでいるので、その辺りの取組や連携のことをもうちょっとPRというか、盛り込んでいただいた方がよろしいのではないかと、意見という形にさせていただきます。

(木原委員長)

ご意見ありがとうございます。参考にさせていただきます。

時間が過ぎてきたこともありまして、次の議題に入る前にここで10分間休憩をはさみ、15時10分頃から再開したいと思います。よろしくお願いいたします。

<休憩>

議題(2) 藤沢市認知症施策推進計画(藤沢おれんじプラン)について

(木原委員長)

それでは、議題(2) 藤沢市認知症施策推進計画(藤沢おれんじプラン)について、事務局から説明をお願いいたします。

(高齢者支援課 田口課長補佐)

本日お配りしております資料の第6章 藤沢市認知症施策推進計画(藤沢おれんじプラン)をご覧ください。

背景及び趣旨についてご説明申し上げます。国が認知症施策に対して平成に入って考え方を示してまいりました。その中で本市におきましては、国が出しました認知症施策推進総合戦略に基づき平成27年に新おれんじプランを策定しております。その後、国で認知症施策推進大綱、また本年6月には認知症基本法も制定するなど取り組みが進んでおります。今回、藤沢市として従前に策定していたおれんじプランにつきまして、ちょうど5か年が経過したところで、また認知症基本法が制定されたことを踏まえ、改めて藤沢市認知症施策推進計画というものを策定することにいたしました。先ほどよりご説明申し上げますが、認知症については特別なものではございません。これからの藤沢市の高齢者福祉を考えていく中の大きな柱の一つといたしまして、今回は介護保険事業計画と高齢者保健福祉計画と3つを合わせて一体的に計画として策定していく方向で整備をしております。

章立てとしましては第6章ということで、大きな高齢者の施策として藤沢市として展開をしていく予定となっております。この中での取組としてお話ししたいところは、藤沢おれんじプランというものを作ったときに「知る」「集う」「支える」をキーワードとして取り組みを進めてまいりました。特に認知症に関する普及啓発、認知症カフェ、かよいの場などです。地域の中でも取り組みを進めていくことを支援することを中心に実施しておりますけれども、さらに認知症になっても安心して暮らせるまちづくりということで「備える」という視点をしっかりと追加していく中で認知症になる方や家族が孤立をすることがないように、また若年性認知症も含めた正しい知識、対応にかかる普及啓発も拡充していきたいと考えております。

178ページの計画につきまして、国が制定しました認知症基本法については5年をめどに見直しをしていくことが言われておりますが、まだはっきりとした見解は出ておりません。今回、藤沢市ではおれんじプランを高齢者保健福祉計画と一体的に推進していくということで、計画の見直しの期間を3年としていきたいと考えております。いきいき長寿プランと一体的に次年度以降の次期計画についても策定する予定としております。

179ページですが、今回の施策、施策の展開、主な事業について記載をさせていただいております。こちらの体系につきましては、現在公布されました認知症基本法に基づいて施策を整備させていただき、この中で藤沢市としての施策の展開を掲示したものでございます。国は8本の柱を掲示しておりましたけれども、その中で研究事業等がございましたので、そこを除く7つの柱の中で現在までに本市が取り組んできた主な事業、さらには新たに時代に応じて、また他部門との調整の中で認知症施策に取り込んできた事業などもございます。

ただ、この認知症施策だけではなく、高齢者保健福祉計画ということで高齢者全般にわたるものと重複する部分もございますので、そういったものに関しましては再掲という形で掲載をさせていただいております。

(木原委員長)

ご説明ありがとうございます。おれんじプランにつきまして、事務局から説明がございましたが、皆様、ご意見やご発言がありましたらお願いいたします。

(大野委員)

高齢者の変化、年々の移り変わりを踏まえながら一体的にするというのは、ぜひお願いしたいです。高齢者を長くやってきた経験として、組織としても色々見てきて、確かにそうだなと思います。例えば、認知症になるかどうかの差とは何か。私たちの認識では特にはないです。あるところではフレイル予備軍があるなという感じもあります。私どものグループを見ますと、クラブは今105名いて、その中で75歳が45パーセントで、次に多いのが85歳以上で22.4パーセントとなっています。そういう中で活動して、健康、心身状況をずっと見てみると、健全な人もいます。ご主人から見たら、うちの妻はもうフレイルだなということで心配している人もいます。ですから、ここが境というか、相当幅があり、おそろくなにかの基準でフレイルという診断は必要でしょうけど、そういう扱いだけではダメではないかと感じていますので、今のような考えで捉えていただけると、私どももそういう目で、実際どうなのかということを見ていきたいと思っていますので、よろしく申し上げます。

(木原委員長)

ありがとうございます。貴重なご意見を頂きました。その他、ご発言やご質問はありますでしょうか。よろしいですか。それでは、議題(3)老人福祉センターの考え方について、事務局から説明をお願いいたします。

議題(3)老人福祉センターの考え方について

(高齢者支援課 山中課長補佐)

資料1の79ページと資料2に基づき、ご説明をさせていただきます。いきいきシニアセンター(老人福祉センター)は現在市内の3か所、南部に湘南なぎさ荘、中部にやすらぎ荘、北部にこぶし荘の設置がございます。高齢者の生きがいと健康づくりのための拠点施設として様々な事業を展開しているところになっております。こちらの老人福祉センターにつきましては、今後の考え方の検討を進めていき

たいというところがございます。と言いますのも、資料2の2ページ目に各センターの概要を載せさせていただいているのですが、開設年月はやすらぎ荘が昭和44年、湘南なぎさ荘が平成3年、こぶし荘が平成11年ということで、やすらぎ荘につきましては50年を超えていて、なぎさ荘についても30年を超えている施設になっています。これからなぎさ荘、やすらぎ荘について改築ということも含めて継続等について検討をしていく必要がある建物のため、考え方を整理していかなくてはいけないというところがございます。

資料2に移らせていただきます。設置の目的につきましては先ほどお話ししました高齢者の生きがいと健康づくり、教養の向上、レクリエーションのための便宜を総合的に供する場という形になっております。そもそも、計画の策定委員会のほうで、なぜ皆様にご説明させていただいておりますかといいますと、その下の参考というところですが、老人福祉法第20条の8に市町村の老人福祉計画、これが高齢者の保健福祉計画になるのですが、こちらのほうで老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるというようなところもあることから、皆様に前出しで老人福祉センターとはどういう施設であるかということと現状を知っていただきたいということでご説明をさせていただいております。

こちらの施設につきましては2. 概要として利用者は60歳以上の方が利用いただけるところとなっております。時間は午前9時から午後4時までという形になっていて、今は指定管理として藤沢市社会福祉協議会の方が指定管理をしています。どんな施設なのかイメージとして社会福祉協議会のホームページをつけさせていただいております。こちらは後ほどご覧いただければと思います。2次元コードもつけておきましたので、よろしければご参照下さい。

各センターの概要としては2ページ目にそれぞれの広さやどんな設備があるのかを纏めさせていただいております。

続きまして3ページの利用者数についてですけれども、それぞれの年間の利用者数と全体の利用者数を纏めさせていただいております。網掛け部分を見ていただきますと、やすらぎ荘については24年度、なぎさ荘、こぶし荘についても23年度が利用者数のピークとなっていて、そこからは利用者数が少しずつ減少してきている状況となっております。令和2年度以降につきましてはコロナの影響で開設ができなかった時期があり、だいぶ利用者数が減っている形となっております。今年度の集計がまだできていないのですが、少しずつ回復傾向にはありますが、コロナ前に戻るかというところはまだちょっとそこまでは至っていないといったような状況となっております。

次の4ページにつきましては、老人福祉センターについては全館に浴室とやすらぎ荘以外のなぎさ荘、こぶし荘については運動浴室があり、他の施設との違いですの

で参考としてつけさせていただいております。4番目の相談業務につきましては、健康相談や、高齢者の方の就労の相談などができるといったようなところで利用者数も参考でつけさせていただいております。

続きまして5ページ目ですが、4番目の公共施設再整備プランというところですが、老朽化に伴って再整備をするというときには必ずプランに載せて今後どうしていくのかを検討するというところがあります。もともとやすらぎ荘については築50年を経過していることから、こちらのプランに載っていたという経過があるのですが、なぎさ荘につきましては建物の作りが特殊ということがございまして、まだ築30年ということを考えてまだ改築ではないのではないかと捉えられるかと思うのですが、施設本体の給排水や空調設備というものが特殊な作りをしていて、それを入れ替えるときにはどうしても建物自体を壊して替えなければいけない状況になっている施設になっていることから、こちらのほうについても再整備プランに載せる予定になっております。

続きまして5番目ですが、施設管理に1年間でかかる予算を参考で載せさせていただきました。こちら3館で年間2億6000万円くらいかかっているという状況がございます。また工事をするとなるとここにプラスでお金がかかってくるという状況です。現在、大規模な改修をする、再構築をするというときには単体、例えばその老人福祉センター単体ではなくて、どこかの施設と合築して作るということが基本の考え方となります。

以上、老人福祉センターの概要と課題感についてご説明いたしました。今日はこちらについて、今後どうしていこうかといったご意見をいただくことは難しいと思っておりますので、またこの場、もしくは、高齢者の施策検討委員会などを通じて引き続き検討させていただきたいと思っております。

(木原委員長)

ご説明ありがとうございます。これから色々な形で検討していくということですが、ご意見やこれだけは聞いておきたいことなど、ございましたらお願いします。

(大野委員)

今年の初めごろからこぶし荘をはじめ、少し動きが出てきて、会館の利用ができています。その際、意見が上がってくる中でこれは解決してほしいというのが、今まで例えばこぶし荘を使用する団体の方から聞きますと、飲食が基本で、御所見のだったら踊ったり笛を吹いたりする文化活動もあるし、非常に盛んです。そういう形で皆さんが集まって行事を組むけど、今行きますと、過去にもお酒が元でイエローカードかレッドカードになった人がいるから、今はダメだということで、コロナでしばらくなかったですが、そろそろ解禁の方向で検討できませんか。お酒が飲め

るかどうかということは大きな話になってきますので、いい場なので、少し前向きに検討していただければと思います。

(木原委員長)

ご意見ありがとうございます。色々なことを考えながら、その先を考えた運用ということですね。

(高齢者支援課 榮課長)

老人福祉センターの利用方法の部分ということで、コロナ禍もだいぶ落ち着きを見せたということもありますので、飲食等のお話であるかと思われませんが、老人クラブさんとしてのご活動のお話というところがまずございましたので、せっかくの機会なのでというお話ではあるのですが、老人クラブさんとも定期的に高齢者支援課として話し合いの場を設けさせていただいておりますので、そちらの中でもう一度お話しをさせていただければいただくと大変ありがたいというところがございます。

(大野委員)

その会合の中で秋葉台のアクセスの問題は、年に2回、定期的にさせていただいて、その中で、今、秋葉台に行くためにはどうしても車がないといけないということで、車を廃車した、免許証を返納したということがあり、参加チーム数がぐっと減りました。それに対してどうしようかということで、アクセス支援していただけませんかと要望しておりましたが、今年からできていますので、具体的に相談させていただきたいと考えております。

(木原委員長)

ご意見ありがとうございます。他にございませんようでしたら、次に進みます。

議題(4) 地域包括ケア「見える化」システムを活用した介護保険事業の地域分析について、事務局から説明をお願いします。

議題(4) 地域包括ケア「見える化」システムを活用した介護保険事業の地域分析について

(介護保険課 藤原)

地域包括ケア「見える化」システムを活用した介護保険事業の地域分析をご覧下さい。こちらの資料は本市の介護保険事業の実施状況を全国、神奈川県、および県内各市町村と比較し分析を行った資料となっております。今回は次期介護保険事業

計画策定にあたっての参考資料として皆様にお示しするものになります。

地域包括ケア「見える化」システムというものですが、都道府県、市町村における介護保険事業計画等の策定、実行を総合的に支援する情報システムとされておりまして、運営は厚生労働省が行っております。本システムでは介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が一元化をされており、今回お示した資料のようにグラフ等を用いて見やすい形で参照することができるようになっております。今回の資料では、公開されている情報のうち主だった項目をピックアップして比較、分析を行っております。本日、時間の都合上、個別の項目に関する説明は申し訳ございません、割愛させていただくのですが、全体のまとめとして最後のページ、ページ番号22のところの考察として纏めさせていただいておりますので、こちらについて手短にご説明させていただきます。

初めに（１）要介護、要支援認定者の傾向として2つありますが、本市においては要支援1から要介護2までの軽度認定率が他の市町村に比べて高く表れておりまして、また、軽度認定者の皆様が利用している在宅サービスの給付額、こちらは全国平均・県平均を上回っております。このようなことから今後は軽度認定者に対して転倒予防、認知症の重度化防止を目的とした介護予防目線での適切なケアマネジメントが求められているのではないかと考えております。

続けて（２）サービス提供体制の部分をご覧ください。丸が3つ並んでありますが、最初の2つが施設サービスと居住系サービスについて記載をさせていただいているものになります。ここでいう施設サービスというのは特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護保険施設を指しておりまして、居住系サービスは特定施設や認知症対応型共同生活介護いわゆるグループホームのことを指しております。こちらについては本市におきましては施設サービスと居住系サービスの要支援、要介護者一人当たりの定員、つまりベッド数はこちら県内でも低い傾向にございます。今後、高齢者の数、また要介護、要支援認定者数が増加傾向にあることから、施設や居住系サービスの新規整備が求められているものとも考えられているのですが、他のサービスの提供状況や以前ご指摘いただいたような深刻する介護人材不足等の課題もございますので、その様々な要素を総合的に判断したうえで今後の整備計画を検討する必要があると考えます。

最後に（３）のサービス利用状況の欄をご覧ください。いろいろと記載をさせていただいておりますが、今後、介護保険制度を持続可能なものとしていくために、このような「見える化」システムや国保連が提供している介護給付実績等のデータを活用いたしまして、現状の把握と分析を行うとともに、その分析結果等を活かして、地域の実情に応じた本当に必要とされているサービスや施策の展開を検討していく必要があると考えております。

(木原委員長)

ご説明ありがとうございます。では議題（５）、パブリックコメント（市民意見公募）について、資料４－１と４－２に基づき事務局から説明をお願いいたします。

議題（５）パブリックコメント（市民意見公募）について

(高齢者支援課 會澤)

パブリックコメントについて簡単にご説明させていただきます。前回、第２回の委員会の中でパブリックコメントを実施予定ということをご案内させていただきましたが、詳細につきましてご案内させていただきます。資料４－１、４－２をご覧ください。

資料４－１につきましては、パブリックコメントで計画書（案）を配架する市民センターや公民館等に置くチラシとなっております、裏面が意見書を記載できるようとなっております。こちらのパブリックコメントの周知にあたりまして、１０／２５号の広報ふじさわの特集面の掲載、社会福祉協議会さんのイベントである福祉大会のチラシへの掲載、大庭の公民館まつりで地区社共さんのブースにパネル展示をしていただくなど、事前に周知を行ってまいりました。実際に意見の募集期間が決まりまして、資料４－１のチラシに記載の通り１１／１３（月）から１２／１２（火）までの約１か月間となっております。資料４－２をご用意させていただいているのですが、こちらは今年度に福祉部内で高齢者支援課、介護保険課の計画とは別に地域共生社会推進室、障がい者支援課でも計画見直しを行っておりまして、まったく同時期にパブリックコメントを実施する予定となっております。それぞれの計画に対して広くご意見をいただくために、今回この３計画のパブリックコメントを実施するというチラシの作成をいたしまして、このチラシにつきましては老人福祉センターですとか、地域包括支援センターさん、高齢者支援課のほうで事業を行っておりますはり・きゅう・マッサージ利用券の使用ができる施術所さんのほうにも掲示させていただきます。また、高齢者の方を対象とした講演会等でもこのチラシを活用して周知を行っていきたいと思っております。

また、藤沢市のLINEでの配信、市役所の待合スペースにデジタルサイネージというモニターが掲示されておりまして、そちらを使って周知を行ってまいりたいと考えております。

(木原委員長)

ありがとうございました。パブリックコメントについてご説明をいただきましたが、何かお聞きになりたいことがありますか。

それでは最後に、全体を通じて皆様から、何かご意見、ご質問がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。ウェブ上でご参加いただいている

小熊委員、ご意見やご質問、よろしいでしょうか。

(小熊委員)

最後の方で紹介して下さった、施設の改修についてはこれから検討していかれると思いますが、どういう風に位置づけられるのかわからないので自由な意見として言わせていただきますと、老人福祉センターなのか、もう少し多世代が使えるようなものがありうるのか、高齢者の方が使われるものであるから、疾病を持たれている方も非常に多くなってきていますので、安全面での配慮は必要じゃないかという気もしましたので、今後検討していかれる中でその辺も含めてどういう施設がいいのかをよくご検討いただければと思いました。とてもいい機会になるのではないかと考えています。ありがとうございました。

(木原委員長)

ご意見ありがとうございました。その他、ご意見はよろしいですか。では、事務局からお願いします。

議題(6) その他

(高齢者支援課 會澤)

次回の日程について、ご連絡をさせていただきます。第4回の日程が2月7日(水)午後2時からとなります。会場は5階の5-1・5-2会議室となります。開催通知は改めてお送りさせていただきます。

本日お配りした資料も大変分厚い冊子となっておりますので、ぜひお時間ある時にお目通しいただきまして、ご意見、ご質問をいただきたいと思っております。事務局からメールでご案内させていただきたいと思っておりますので意見書のご提出をお願いいたします。第2回の議事録の確認についても、意見書のご提出と合わせて行っていただけますよう、お願いいたします。

(介護保険課 中川参事)

机上に配布させていただいたものについてご案内させていただきます。皆様もご存知の通り、11月11日は、介護の日ということが厚労省の定めにより決められており、毎年、これにちなみましてイベントを開催させていただいております。藤沢市の居宅介護支援事業所連絡協議会と共催で毎年イベントを行っておりますが、今年度は資料の通り、18日に湘南台の市民シアターで開催されますので、奮ってご参加いただければ幸いです。

合わせて、本日お配りした策定委員会の委員名簿 11番の居宅介護支援事業所連

絡会から代表でご参加いただいております中村様について、会長に就任をされていきますところ、肩書がこちらの手違いで、以前の肩書のままで掲載されており、大変失礼いたしました。会長として今回の企画にも大変ご尽力いただきまして、本当にありがたく思っています。この場を借りてお詫びとともに、このイベントにも顔を出していただければと思い、ご案内させていただきました。ありがとうございます。

3 閉会

(木原委員長)

ありがとうございます。それでは以上を持ちまして、本日の議題は全て終了いたしました。皆様のご協力によりまして、会議が円滑に進行できましたことを、お礼申し上げます。それでは、マイクを事務局にお返しいたします。お願いいたします。

(高齢者支援課 會澤)

木原委員長、ありがとうございました。委員の皆様、本日はお忙しい中、長時間にわたりご審議をいただき、ありがとうございました。

第3回目ということで、パブリックコメントや 12 月議会厚生環境常任委員会での中間報告に向けまして、次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の中間案についてご説明をさせていただきました。次回委員会では最終案をお示しする予定です。委員の皆様からのご意見を踏まえながら、修正点の作業を行いたいと考えておりますので、お気づきの点等ございましたら、お気軽に事務局までお知らせいただきますよう、ご協力よろしくお願いいたします。それでは、これで本日の委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

以上